

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

(吸収分割会社)

古河電気工業株式会社

(吸収分割承継会社)

古河電工メタルケーブル株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
古河電気工業株式会社
代表取締役 森平 英也

東京都荒川区東日暮里六丁目 48 番 10 号
古河電工メタルケーブル株式会社
代表取締役 徳田 繁

古河電気工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び古河電工メタルケーブル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 8 月 30 日付け締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がないため、分割会社は、会社法第 785 条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社において会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権はないため、分割会社は、会社法第 787 条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続を実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

承継会社においては、分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項に基づき、2024 年 12 月 11 日、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告を行い、かつ同日付で電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社から本吸収分割契約に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 10 月 1 日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上